平成 17 年度

精神保健福祉センター所報

(第29集)

熊本県精神保健福祉センター

はじめに

毎日寒さが続く中、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。やや遅ればせながら 2005 年度分の当センターの活動状況を報告させていただきます。当所報も竹島主幹の努力により、HP 上のダウンロード版ということで皆様に広くお届けすることができるようになり、便利になったと実感しています。当センターの他の出版物におきましても徐々に電子化の方向で作業を進めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、2005年度の当センター業務について振り返ってみます。

当センターの中核業務と位置づけている相談業務に関しましては、ほぼ前年度と変わ らないか、来所において若干少ない件数で推移しています。利用者の皆様のニーズは高 く、予約日まで相談を待っていただく状況ではありますが、2005 年度は特に所長である 私の相談以外の業務が相当に増え、個人的にあまり新規の来所相談を受けることができ なかったのが一因と思っています。それには自殺、高次脳機能障害、職場、特に県職員 のメンタルヘルスなどの新しい精神保健対策事業にかなりのエネルギーと時間を使わね ばならなかったという事情もあったとはいえ、会議などへの出席も多く、個人的には多 少不満が残ることになりました。やはり専門的な技術を活かした相談や心理療法を個々 できちんと行っていくことが、複雑困難な事例への対応および技術支援・研修の糧にな るし、仮にそれを忘れてしまうと当センターのありかたに大きく陰を落とすことにつな がると思っていますので、この部分は 2006 年度の後半からしっかりと見直し取り組ん でいく課題だと思っています。個人的な問題は別にして、相談事業の全体は、非常勤精 神科医、臨床心理士の先生方のがんばりのおかげで、内容的に濃く充実したものを維持 できていると思います。常勤では特に心理の和田が行っている DV 等のトラウマケアは しっかりと定着し、かつ相当に件数も伸びてきていて、当センターの看板になっていま す。また DV 被害者支援グループはずいぶんとニーズ、内容ともに進歩してきています。 電話相談も相変わらず件数が多く、電話相談員にもフル回転してもらっています。

相談のことが多くなりましたが、精神障害とひきこもりのディケア活動は、それぞれ「グループ活動」として生まれ変わり、江口と生活指導員 2 名の努力で活動状況も右肩上がりで順調でした。また、障害者自立支援法の施行に伴い、年度末には野口の担当で自立支援医療費の認定作業を約 2 万件のみなし認定について行い、私も全部の診断書に目を通し、たいへんな労力を使いました。精神医療審査会も担当が木下に変わり、年度後半から審査件数が増加傾向に転じてくるなど、事務量が 1 年の間で急激に増加した年度になりました。

厳しい財政の中、中村次長、井手、赤澤の総務メンバーには、やりくりの面等でセンターのスムーズな運営に貢献してもらっていました。

このように、当センターのありかたも少しずつ変化してきましたが、やはりメンタル ヘルスの重要性は揺るぎなく、機能強化を模索する今日この頃になっています。

平成 18 年 12 月

熊本県精神保健福祉センター所長 中島 央

目 次

セ	ンターが	毡設領	手概:	要																											
1.	業務	•																													
2 .	沿革	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
3.	歴代所長	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
١.	施設の概	要			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
5.	職員の構	成			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
5.	歳入歳出	決算制				•																									
7.	センター	条例	抜	粋	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
セ	ンター第	美務 相	既要																												
	企画立案																														
2.	技術指導	及び打	支術技	爰助	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	教育研修																														
4.	普及啓発	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
5.	調査研究	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5 .	精神保健	福祉村	目談及	ひご診	疹		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
' .	組織育成	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	精神障害	者のネ	生会復	夏帰に	関	す	る	事	業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	アルコー	ル関連	車問題	夏対策	事	業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
0.	思春期精	神保條	建対角	事業	É	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1.	D V 対策	支援	事業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	心の健康																														4
3.	薬物関連	問題刘	付策事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4.	精神医療	審查名	会 •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
5.	通院医療	費公費	貴負担	旦及び	が精 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	神[璋	害	者	保	健	福	祉	手	帳	判	定	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
学	会・研究	3会消	舌動:	報告	<u>.</u>																										
1.	熊本精神	科リノ	ノビリ	リテー	-シ	∃ :	ン	研	究:	会				•			•														4
	熊本アル							•		•										•											4
料	>																														
精神	保健福祉	セング	ター道	正 学要	9 領										•															•	5

センター施設等概要

1 業 務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うと共に、精神医療審査会の事務並びに法第32条第3項及び第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設である。(「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」平成11年法律第65号)

「精神保健福祉センター運営要領」(平成14年3月29日障発第0329008号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進,精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、以下の業務を行っている。

- 1)企画立案
- 2)技術指導及び技術援助
- 3)教育研修
- 4)普及啓発
- 5)調査研究
- 6)精神保健福祉相談及び診療
- 7)組織育成
- 8)精神障害者の社会復帰に関する事業
- 9)アルコール関連問題対策事業
- 10)思春期精神保健対策事業
- 11)心の健康づくり推進事業
- 12)薬物関連問題対策事業
- 13)精神医療審査会の審査に関する事務
- 14) 自立支援法医療費判定及び精神障害者保健福祉手帳の判定

2 沿 革

昭和38年10月17日 熊本県精神衛生相談所開設(県中央保健所内) 昭和46年 9月30日 熊本県精神衛生センター設置条例制定(条例第60号) 昭和47年 4月 1日 熊本市水道町9番16号の現在地に新築、開設 昭和47年 6月17日 保険医療機関として指定(熊公197) 昭和56年 2月 5日 3階増築工事竣工(教育研修部門) 平成 元年 4月 1日 熊本県精神保健センターに名称変更 平成 7年 7月 1日 熊本県精神保健福祉センターに名称変更

3 歴代所長

初	代	藤田英介	昭和47年4月	~	昭和50年3月
_	代	有 働 信 昭	昭和50年4月	~	昭和54年3月
Ξ	代	南 龍 一	昭和54年4月	~	平成 5年3月
四	代	児 玉 修	平成 5年4月	~	平成 9年3月
五	代	中田榮治	平成 9年4月	~	平成12年3月
六	代	舛 井 幸 輔	平成12年4月	~	平成15年3月

七 代 中島 央 平成15年4月 ~

施設の概要

置 熊本市水道町9番16号 位

名 称 熊本県精神保健福祉センター

敷 地 489.68㎡

建 物 (鉄筋コンクリート)

> 249.54m² 1 階

> 2階 266.31㎡

3階 265.53㎡

781.38 m² 延

電話 096-359-6401(業務用) 096-356-3629(相談用)

FAX 096-359-6494

郵便番号 〒 860-0844

< ホームページ>

URL http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/seishin/index.html メールアト・レス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp

5 職員の構成

平成18年8月1日現在

	医 卸	事務	臨床	精神保健	保健師	電話	酒 害	生 活	
区分			心理士	福祉士		相談員	相談員	指導員	計
職員(常勤)	1	5	1	1	1				9
非常勤嘱託	1 0		3			5	2	2	2 2
計	1 1	5	4	1	1	5	2	2	3 1

6 歳入歳出決算状況

1 , 4 2 5 , 6 7 8円 1 , 3 4 1 , 6 4 8円 8 4 , 0 3 0円 (1)歳 使用料及び手数料 諸収入

(2)歳 出

(単位:円)

						(平皿・コノ
				内	訳	
	科目		決算額	衛生費	民生費	備考
(項)			公衆衛生費	社会福祉費	
(目)			精神保健費・保健所費・薬務費	社会福祉総務費	
		(計)	35,667,140	34,233,385	1,433,755	
報		酬	11,350,709	11,350,709	-	非常勤嘱託 26 名分
共	済	費	399,343	399,343	-	生活指導員2名分
報	賞	費	596,500	489,000	107,500	研修会講師謝金
旅		費	1,425,319	1,023,064	402,255	
需	用	酬費	3,522,356	2,760,356	762,000	
報共報旅需役委	務		16,160,913	15,998,913	162,000	
委	託	料	1,434,090	1,434,090		庁舎清掃委託料等
	月料及び		561,910	561,910	-	各種機器リ-ス料·施設使用料
負担	旦金、襺	及び交付金	216,000	216,000	<u>-</u>	熊本県精神科病院協会費等

7 熊本県精神保健福祉センター条例 (最終改正:平成 18 年 3 月 31 日)

昭和46年9月30日 熊本県条例第60号

熊本県精神保健福祉センター設置条例をここに公布する。

熊本県精神保健福祉センター設置条例

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うた め、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条の規 定に基づき、熊本県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)を 熊本市に置く。

(組織)

第2条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第3条 (略)

(使用料)

- 第4条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。
 - 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)第1 号及び第2号の規定により算定した額の100分の80とする。
 - 既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第5条 (略)

(雑則)

第6条 (略)

(参考)

熊本県手数料条例(平成 12 年 3 月 23 日公布、熊本県条例第 9 号)第 2 条に定める手数料の額

- 641 熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付
- 手数料 1通につき 760円 手数料 1通につき 600円 642 熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付 *(平成18年4月1日現在)

センター業務概要

1.企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、 社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健 福祉に関する提案、意見具申等をする。

1 熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会 (会長:センター所長)

精神障害者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療システムのあり方について、平成8年度から検討が重ねられ、熊本県精神科病院協会に委託して、平成10年1月1日より稼動している。

精神科救急医療システムの円滑かつ適正な運営を図るために、平成9年度より設置。健康福祉部障害者支援総室主管。

No .	期日	3	協議等内容	参加委員
1	10.2	1 2	実績報告と関係機関との意見交換	15名

2 熊本県精神障害者社会復帰施設利用審査会 (会長:センター所長)

「熊本県あかねの里」(熊本県設置、熊本県精神科病院協会運営委託)(生活訓練施設、福祉ホーム、通所授産施設、地域生活支援センターの総称)の利用者の審査等。健康福祉部障害者支援総室主管。

No .	期日	審査件数
1	4 . 2 7	5名
2	5 . 2 5	6名
3	6.29	10名
4	7.20	6名

No.	期日	審査件数
5	8 . 2 4	14名
6	9.28	7名
7	11.16	10名
8	12.28	5名

No .	期日	審査件数
9	2.22	7名
1 0	3 . 2 2	4名

2.技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から 積極的な技術指導及び技術援助を行っている。

活動実績(厚生労働省報告例)

	業務	技	術指導	事・打	支術援	助	
		個別	ケースタ	関係機関事業			
		来 所	電話等	検討会	来所等	出張分	
事業	名	件 (回)	件数(回)	件数	回数	回数	
— #	设 事 業	6	3 4	1 1 6	2 0 3	6 8	
特定相	思春期	1	5	2	4	6	
談事業	アルコール	1	1	0	1	0	
薬	物	0	4	0	0	1	
社会復	夏帰促進事業	0	1	9 5	5	9	
心の健康	づくり推進事業	1	0	0	3	1 4	
(老人	精神保健)	0	0	0	0	1	
		9	4 5	2 1 8	2 1 6	9 9	
合	計		267		3	1 5	

1 個別ケースの処遇についての技術指導・援助(延べ件数)

老人精神保健等の個別のケースについて、関係機関に対し、技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

				技	術	指	導	į .	援	助	(個別	リケース分) (3	延 件 数	()
			_	般	思	春	期	アルコ・	_	薬	物	社会復帰	心の健康	煮 人精健	計
保	健	所		5			1		1		1	0	0	0	8
市	町	村		1 3			2		0		0	0	0	0	1 5
福	祉 事	務所		1			0		0		0	0	0	0	1
医	療が	も 設		1			0		0		0	0	0	0	1
老	人保健	施設		0			0		0		0	0	0	0	0
社会	会復帰	施設		0			0		0		0	8 6	0	0	8 8
社会	会福祉	施設		1			0		0		0	1 0	0	0	1 1
教育	育関係	機関		9 9			2		0		0	0	0	0	1 0 1
そ	の	他		3 4			3		1		3	0	1	0	4 2
	計		1	5 6			8		2		4	9 6	1	0	2 6 7

2 関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

(1)保健所

No .	保健所名	期	日	事業名等	指導事業	指導等内容	参加数
1	八代	6	. 2	精神保健福祉事業企画会議	一般	助言	9
2	菊 池	6	. 1 0	精神保健福祉の集い	— 般	 講義	3 0
3	人吉	8	. 1 0	人吉・球磨地域精神保健福祉連絡 会	— 般	助言	5 0
4	天草	9	. 2 1	天草地域精神保健福祉連絡会	一般	助言	5 7
5	熊本市北保 健センター	1 1	. 2	ママほっとサークル	— 般	助言	1 5
6	球 磨	1 1	. 1 4	要保護児童対策及び D V 対策地域 協議会	— 般	 講義	8 0
7	熊本市北保 健センター	1 2	. 7	ママほっとサークル	— 般	 講義	1 5
8	熊本市北保 健センター	1	. 2 5	ママほっとサークル	一般	講義	1 5
9	山鹿	1	. 3 1	事例検討	一般	講義	1 7
1 0	八代	1	. 3 1	ピアサポーター継続研修	— 般	講義	1 5
1 1	八代	2	. 1 0	ピアサポーター継続研修	— 般	 講義	1 2
1 2	阿蘇	2	. 1 3	母親のこころのケア研修	— 般	講義	2 0

(2)市町村

No.	市町村名	期	日	事	業	名	等		指導	事業	指導等内容	参加数
1	熊本市	11.	2 5	熊本市地域	精神係	保健福祉	会		_	般	会議	3 8
2	熊本市	9 .	2 9	熊本市ボラ	ンティ	ア市民	セミナー	-		般	講義	4 0
				こころの	電話諱	捧座						

(3)医療機関

No .	医療機関名	参加回数	事	業	名	等	指導事業	指導等内容	参加数
1	国立菊池病院	3 回	認知症高的	齢者研	修		老人保健福	講義	1 1 0
							祉		

(4)教育関係機関

No .	教育関係機関	回数	事	業	名	等	指導事業	指導等内容	参加数
1	済々黌高校	2 回	職員研修				思春期	講義	2 5

(5)その他

()							
No.	関係機関名	回数	事 業 名	等	指導事業	指導等内容	参加数
1	県職員課		メンタルヘルス研修 八代地域振興局外		一般	研修	6 1 0
2	県生涯教育推 進課	2 回	県民カレッジ		一般	講義	9 0
3	熊本緩和ケア 研究会	1 回	市町村保健師研修会		一般	講演	5 0
4	中小企業労務 改善団体	1 回	講演会		一般	講演	3 0
5	熊本家庭裁判 所	1 回	調査官研修		思春期	講師	2 0
6	パレア	1 回	相談員研修		一般	講師	2 0
7	上益城保育連 盟	1 🗓	保育士研修		一般	講演	5 0
8	県障害者支援 総室	1 回	精神障害者ケアマネ 者新規研修	ジメント従事	社会復帰	講師	1 2 4
9	熊本大学	1 🗓	メンタルヘルス研修		一般	講師	3 0
1 0	県労働雇用課	1 回	はたらく女性のキャ 修	リアアップ研	一般	講義	4 0
1 1	人吉市役所	1 🗓	メンタルヘルス研修		一般	講義	6 0
1 2	県教育委員会	1 回	こころと身体の健康	アドバイザー	思春期	相談	3
	天草地区保健 師会	1 回	研修会		一般	講師	2 0
1 4	県子供家庭福 祉室	1 🗓	子育て支援電話相談	員研修	一般	講師	3 0
	熊本県高次脳 機能障害検討 会	1回	研修会		一般	講師	3 0 0
1 6	県障害者支援 総室	1 回	自立支援法説明会		社会復帰	講師	6 0
1 7	パレア	1 回	女性総合相談事業に 修会		一般	講師	1 0
1 8	県福祉総合相 談所	1 回	市町村及び地域振興 当者ブロック研修会	司障害福祉担	社会復帰	講師	3 8

3.教育研修

《センターが主催する研修体系図》

地域精神 保健福祉 対策研修 地域で精神保健福祉に 関わる職員を対象に、 業務に必要な専門的知 識・修得を図り、効果 的な精神保健福祉活動 を推進する。 地域精神保健福祉担当者研修会

保健所精神保健福祉担当者研修会

保健所精神保健福祉業務検討会

精神障害者ケアマネジメント従事者養成研修

地域精神 保健福祉 専門技術 研修

効

果

的

な

精

神

保健福祉活動

ത

展

開

地域精神保健福祉活動 を推進する職員に対し、 専門的知識および技術 の修得を図り、担当者 の資質の向上に努める。 SST(生活技能訓練)と心理劇研修会

精神障害者社会復帰施設等職員研修会

薬物関連問題専門研修会

精神保健 福祉課題 研修 精神保健福祉に関わる 職員に対し、各課題ご との研修を行うことに より、適切な指導や援 助を行うことができる 一助とする。

思春期精神保健講座

アルコール依存症担当者合同ミーティング

心の健康 づくり普 及啓発 研修 精神障害者を地域で支えるため、地域住民を対象に精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行う。

心の健康づくり講座(電話カウンセラー等研修会)

心の健康講座(精神保健福祉ボランティア養成講座)

精神保健福祉ボランティア合同研修会

平成 1 7 年度 教育研修実施状況

当センターでは、毎年地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っている。研修内容は精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画している。

(厚生労働省報告例)

業	務	•	研 修 講 習	- •
事業名			i	延参加者
		(回)	数	数
一般	事業	6	1 7	606
特定相思	春 期	1	3	1 8 5
談事業ア	ルコール	5	5	3 0 4
薬	物	0	0	0
社会復帰の	2 進事業	1	¦ 1	8 2
心の健康づくり	推進事業	8	9	4 1 0
合	計	2 1	3 5	1 4 5 1

				į	教 育	研	修
				対象施設 毎の件数	参加実	人員	参加延人員
保	健		所	5		4 4	4 8
市	囲丁		村	3		8 2	1 0 0
福	祉 事	務	所	0		0	0
医	療	施	設	3	1	9 1	1 9 1
老人	人保保	建施	設	0		0	0
社会	会復帰	帚施	設	2	1	7 2	172
社会	会福祉	止施	設	0		0	0
そ	の		他	1 2	3	5 3	5 1 6
	計			2 5	8	4 2	1027

1 地域精神保健福祉対策研修

(1)地域精神保健福祉担当者研修会(開催場所:精神保健福祉センター)

期日	内容	講	師	参加人数
6.30(木)	1 主な精神科疾患 気分障害 統合失調症 不安障害及びストレス関連障 思春期・青年期の問題とり 害 2 精神保健福祉法、その他の 法規	所 長 人格障 ピネル記念病院 精神科	・ 中島 央・ 横田 周三・ 2ンター・ 中島 央・ 富田 正徳・ 2ンター	5 6
7.1(金)	3 熊本県の精神保健福祉行政 4 精神障害者の理解 当事者から 精神障害者及び家族への対応 5 意見交換	障害者支援総室 本県精神障害者団体 会長 本県精神保健福祉セ	、連合会 ・ 徳山 大英	3 7

(2)地域精神保健福祉担当者研修会(開催場所:精神保健福祉センター)

期日	内 容	講師	参加人数
2.3(金)	A C T ・ J におけるアウトリーナ活動 ~その方法と配慮点~	国立精神・神経センター 渡邉 雅文	2 7

(3)保健所精神保健福祉業務検討会(開催場所:精神保健福祉センター)

期日	内 容	講師	参加人数
12.13 (火)	情報交換会 (1)各保健所の精神保健福祉事業の概要に ついて	(各保健所から報告)	
	(2)有明保健所における事業説明 意見交換	有明保健所 精神保健福祉センター 所長 中島 央 参事 江口 みどり	2 0
	障害者自立支援法(医療)について	障害者支援総室	

2 地域精神保健福祉専門技術研修

(1) SST(生活技能訓練)と心理劇研修会(開催場所:精神保健福祉センター) 昨年度にSST,今年度に心理劇の研修を交互に、集中的に行うことにより受講者の実践力を 高める研修会を企画した。

期日	内	容	講	É	币		参加人数
2.27 (月)	心理劇の演習	!	たかた心療クリニック	臨床心理士	高田	弘子	2 5
2.28 (火)	心理劇の演習	!	たかた心療クリニック	臨床心理士	高田	弘子	2 5
延参加者数							

(2)精神障害者社会復帰施設等職員研修会(開催場所:精神保健福祉センター)

期日	内	容	講	師	参加人数
2.4(生)	講演 ACT・」 活動~その	におけるアウトリーナ 方法と配慮点~	国立精神・神経も	zンター 渡邉 雅文	1 5 7
	研修会「熊本県に	よる行政説明」	熊本県障害者支持 主幹 指導監査語 課長補佐	暖総室 田山田 寿男 果 池田 秀雄	
	研修会「障害者自	立支援法について」	厚生労働省障害福課長補佐	量祉課 隥本 英俊	

(3)薬物関連問題専門研修会(地域精神保健福祉担当者研修会の中で実施)

期日	内	容	講	師	参加人数
1,18 (水)	アルコール関連問題研 シンポジューム	修	座長 益城病院 副院長	松永 哲夫	3 5
	薬物関連問題専門研修 事例検討		助言者 こころの医療セン 副院長	ンター 濱元 純一	

3 精神保健課題研修

(1)思春期精神保健講座(開催場所:精神保健福祉センター)

	奶桶件床健佛座(用催物剂,桶件床健惟性也		
期日	内容	講師	参加人数
8.9(火)	講座 「思春期のこどもの精神医学 」 講座 「県下の青少年犯罪の実態について 〜出会い系等ネット犯罪を中心 として〜」	熊本県精神保健福祉センター 所長・精神科医 中島 央 熊本県警察本部 少年サポートセンター長 増田 隆策	6 2
	講座 「思春期のこどもの精神医学 ~ A D H D・ L D等軽度発達障害につ	熊本大学教育学部 教授・精神科医 緒方 明	
8.10(水)	ワークショップ 「カウンセリングの理論」 ワークショップ 「カウンセリングの演習」	K M コメンタルアシスト 代表 松下 弘子 弓削病院 臨床心理士 高木 ひろみ	6 2
8 . 1 1 (木)	事例検討	京都大学大学院 浦野一 オイミング は カールカナ は 一 大学 で	6 1
		嘱託·臨床心理士 山口 佑士 生活指導員 肝付 菜穂子 児	1.0.5
		延参加者数	1 8 5

(2)アルコール依存症担当者合同ミーティング(開催場所:精神保健福祉センター) 原則として偶数月の第4木曜日の午後1時30分~4時にアルコール依存症院内合同ミーティングとアルコール依存症担当者合同ミーティングを開催している。先ず、患者と担当者全員で患者の体験発表及び質疑応答、意見交換が行われる。その後、分科会として、患者のみの患者ミーティングと医療機関等の担当者による担当者合同ミーティングの2つに分かれる。担当者合同ミーティングは、体験発表や合同ミーティング運営等について意見を交わし、患者理解や断酒ミーティングの運営等について学習する場となっている。

No.	期日	担当医療機関	内容	参加人数
1	6.23	菊池有働病院	体験発表等に対する意見交換及び情報交換	5 8
2	8.25	菊陽病院	"	7 9
3	2.23	明生病院	<i>"</i>	5 9
			延参加者数	196

4 心の健康づくり・普及啓発研修

(1)心の健康づくり講座(電話カウンセラー等研修会)

心の健康づくり推進事業の一環として、電話相談にあたっているボランティアカウンセラーや、 精神保健福祉ボランティア活動者に対し、偶数月に研修会を実施した。

	期日	開催場所	内	講	師	参加人数
1	6.21	当センター	講話	精神保健	福祉センター	
	(火)		「うつ病について」	所	長 中島 央	8 4
	8.12	当センター	講話	益城病院		
2	(金)		「アルコール依存につい	いて」	院長 松永 哲夫	4 3
3	1 0 . 13	熊本少年鑑	社会資源見学	熊本少年紀	鑑別所	
	(木)	別所	熊本少年鑑別所		二村 英俊	1 3
4	12.8	熊本あかね	社会資源見学	あかねの!	T	
	(木)	の里	熊本県あかねの里		職員	8
5	2.7	当センター	講話	精神保健	福祉センター	
	(火)		「二次被害について」	臨床心!	理士 和田 登志子	3 4
					延参加者数	182

(2)精神保健福祉ボランティア養成講座

平成3年度から、地域の住民を対象に、精神障害者を地域で支える精神保健福祉ボランティアを 養成することを目的に開催している。今年度は玉名地域と上益城地域の2カ所で、有明保健所及び 御船保健所と共催して講座を開催した。

(玉名地域) 実人員36人

回	月日	内容	講師	場所	参加人員
	7 / 26	開講式・オリエンテーション	精神保健福祉センター	玉名地位振	
1	(木)		所長	興局会議室	3 3
		講話「精神保健福祉の現状と課題」	中島央		
	8 / 2	講話「精神障害者の理解と関わり方	地域生活支援センター	"	
2	(火)	について」	ふれあい 心理士		3 6
			古賀 香代子		
	8 / 9	グループワーク	有明保健所	"	
3	(火)		保健師		3 0
		講話「精神保健福祉ボランティアを	江藤 多佳子		
		考える」			
	8 / 23	社会復帰施設見学			
4	(火)	・地域生活支援センター「ふれあい」		左記施設	3 5
		・福祉ホーム「サンビレッジ」			
		講話「精神障害者の社会復帰につい	地域生活支援センター		
		て」	ふれあい施設長		
			古賀 香代子		
		講話「虹の会活動について」	虹の会 和田 清		
	8 / 30	精神障害者施設見学実習			
5		・「風工房」		左記施設	3 4
		講話	風工房施設長		
		「風工房の活動について」	坂田 禮子		
	9 / 13	これからの活動について			
6	(火)	・先輩ボランティア・地域家族会と			3 1
		の交流	地域家族会 牛島一人	興局会議室	
		・有明地域の精神保健福祉活動と実			
		際	有明保健所担当者		
		開講式			

(上益城地域) 実人員22人

	[坝,地,坝,				74715	<u> </u>
回	月日	内容	講	師	場所	参加人数
1	7 / 21	開講式、オリエンテーション、				
	(木)		精神保健福祉	祉センター	益城町総合	2 2
	(. ,	講話「精神保健福祉の変遷と今後の		中島央	体育館会議	
		課題」			室	
2	7 / 27	講話「こころの病気について」				
	(水)		益城病院		,,	1 7
				犬飼 邦明		' '
3	8 / 4	 講話「カウンセリングについて 」	アルス	7 KM 7 PPD		
) 3			出班十二		,,	2 2
	(木)	~聞き上手になるには~	崇城大学		"	2 2
			助教授	小原 守雄		
4	8 / 12	共同作業所実習				
	(火)	・上益城きぼうの家			左記施設	1 6
		講話「共同作業所の取組みについて」	上益城きぼう	うの家		
			所長 糸	緒方 省吾		
5	8 / 18	講話	地域生活支持	援センター		
	(水)	「精神障害者の社会復帰について」	アントニ	オ	地域生活支	1 7
	, ,		施設長	園田 烈	援センター	
					アントニオ	
		講話	御船保健所			
		「保健所における精神保健福祉活動		斉藤 秀子		
		について」	INDEED A			
6	8 / 25					
	(火)	た	先輩ボラン	ティア	益城町総合	1 9
		元単小フファイア 体釈談			血	1 9
				-		
			田。	上 征子	室	
			/m +0 /0 /m			
		グループワーク	御船保健所			
		「これからのボランテイア活動につい		上野 達郎		
		て」	保健予防課			
		閉講式	ļ	島村 優子		
			保健師	斉藤 秀子		

(3)精神保健福祉ボランティア合同研修会

(開催場所;精神保健福祉センター)

平成6年度から、精神保健福祉ボランティア養成講座を修了後、精神保健福祉ボランティア活動に参加している人や精神保健福祉ボランティア育成に関わっている人を対象に、学習や情報交換の場として、資質の向上と活動の推進を図ることを目的に開催している。

期日	内	容	講	師	参加人数
平成18年2月21日(火)	(1)ボランラ	生きる」 イアを受け れる立場から	熊本県あかれ 支援センタ・ 所長 熊本県精神 連合会長 行	- 西村 和敏 章害者団体	4 4

4.普及啓発

県規模で一般住民に対し、さまざまな媒体を通して精神保健福祉の知識、精神障害についての正 しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普 及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行っている。

活動実績(厚生労働省報告例)

業務		広報普及			
- W -			炎会等)		
事業名	回数	延日数	延参加者数		
一 般 事 業	6	6	4 1		
特定相 思春期	0	0	0		
談 事 業 アルコール	1 2	1 2	8 3		
薬物	1 0	1 0	4 8		
社会復帰促進事業	6 7	6 7	6 1 1		
心の健康づくり推進事業	0	0	0		
(老人精神保健)	0	0	0		
合 計	9 5	9 5	783		

		普	及啓	発	
	地域住民への		精神障害者(家族)	に	地域住民と
	講習会等	(再掲)	対する教室等	(再掲)	精神障害者との
	(地域リーダー)	薬物関連		薬物関連	地域交流会
		問題		問題	
開催回数	1	0	9 4	1 0	0
延人員	3 5	0	7 4 8	4 8	0

1 普及啓発

(1)地域住民、地域リーダー等への講習会等

No .	対 象	期日	事 業 名	開催場所	啓発等内容	参加人数
1	アルコール関連問 題学会理事	9.8	アルコール関連問題学 会理事会	当センター	理事会	3 0
2	行政機関・関係団	10.22	アルコール・薬物関連	当センター	話題提供	3 2
	体職員		問題対策懇話会		情報交換	
3	行政機関・関係団	11.13	思春期問題関係機関連	"	話題提供	2 5
	体職員		絡会議		情報交換	
4	関係機関職員	12.7	心の健康づくり連絡会	"	講話、助言	1 5
			議			
5	教師、医療・保健	2.28	講演会「ひきこもりに		講演	6 0 2
	福祉関係機関職員		つて考える」	熊本		
6	行政機関・関係団	11.25	精神障害者職業リハビ	当センター	情報交換	1 7
	体職員		リテーション促進連絡		話題提供	
			会			

(2)精神障害者(家族)に対する教室等 (開催場所; 当センター)

(2)稍忡陧舌白(多族)			ヨセノター	
事業名	対象	期日	参加人数	啓発等内容
アルコール	アルコール依存症者	4 . 1 5	5	
家族ミーティング	の家族	5.20	5	
		6 . 1 7	5	
		7.15	2	
		8.29	4	情報提供
		9.16	5	体験発表
		10.21	2	
		11.18	1	
		12.16	4	
		1.20	2	
		2.24	2	
			9	
フリコーリケを定	フリコ リ体を応ぶ	3.17		
アルコール依存症	アルコール依存症で	6.20	8 2	/_ EA 3% _
院内合同ミーティング	入院中の患者	8.25	106	体験発表
		2.23	7 7	意見交換
		5 . 2 5	9	
デイケア家族教室	当センタのデイケア	7.28	8	講話
	利用者の家族	9.28	1 4	意見交換
		11.30	9	
		1 . 2 5	4	
		3 . 2 2	6	
薬物依存家族教室	薬物依存症者の家族	4 . 2 2	9	
		5.27	9	
		6.24	9	講話
		7.22	5	意見交換
		8.26	2	
		9.30	5	
		10.28	0	
		11.25	6	
		1.27	5	
		2.24	4	
ひきこもりセミナー	ひきこもりの問題を	4.19	1 4	
	抱える家族	5.18	1 7	
	1076 @ 2011X	6 . 1 5	2 9	
		7.20	1 5	
		8.17	3 3	
		9.21	15	
		10.19		
			19	
		11.16	1 1	
		12.21	1 6	
		1.18	1 6	
		2.15	2 5	
		3 . 1 5	1 8	

事 業 名	対 象	期	日	参加人数	啓発等内容
		4 .	. 6	9	
		4 .	. 13	7	
		4 .	. 27	8	
		5 .	. 11	9	
		5 .	. 2 5	1 2	
		6 .	. 1	1 0	
		6	. 8	9	
		6 .	. 22	7	
		7.	. 6	1 1	ゲーム
ひきこもりデイケア	ひきこもりの問題を	7.	. 13	6	話し合い
	抱える本人	7.	. 27	6	インターネ
		8 .	. 3	1 0	ット
		8 .	. 24	1 0	卓球など
		9.	. 7	1 2	
		9.	. 14	7	
		9 .	. 28	5	
		10.	. 5	1 4	
		10.	. 12	6	
		10.	. 26	1 1	
		11.	. 2	7	
		11.	. 9	7	
		12.	. 7	4	
		12.	. 14	6	
		12.	. 28	8	
		1 .	. 4	5	
		1 .	. 11	4	
			. 25	7	
		2 .	. 1	1 3	
			. 8	8	
			. 2 2	1 1	
			. 1	1 1	
			. 8	1 1	
		3 .	. 2 2	1 0	

2 リーフレット等の普及啓発資料の作成・配布

No .	インターネット登載日	普 及 啓 発 資 料				
1	11.25	精神保健福祉センター所報(平成16年度版)				
2	2.8	NEWS くまもと精神保健福祉だより No 4 6				

^{*}本年度からインターネット登載とし、印刷物は発行はしていない。

3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期日	主 催	名 称	会 場	参加人数
10.4	精神保健福祉協会	第43回熊本県精神保健福祉大会	玉名市民会館	6 5 0

4 ビデオ、16mm、パネルの貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオやパネル等の貸し出しをしている。 本年度の貸し出し状況については、以下のとおりである。

	種目	利用件数(延べ)
ビデオ	一般精神保健福祉関係	5 8 件
	アルコール関係	20件
	老人保健福祉関係	1件
	思春期保健福祉関係	1件
	薬物保健福祉関係	6件
パネル	一般精神保健福祉関係	0 件

5.調査研究

平成17年度研究業績概要

1. 学術論文(1編)

中島 央.サイコセラピーのやりとりを考える: Milton H. Erickson の試みについてのひとつの推理 (Exchanges in psychotherapy-An inference for attempts by Milton H. Erickson). 臨床催眠学 (Japanese Journal of Clinical Hypnosis 7:22-28, 2006.

要約: Milton H. Ericksonが用いたであろう技法については、今日その後継者たちによって様々に解釈され、整理体系化されている。ただしそれが彼のアプローチ全体を言い表しているかというと、そうとも言い切れない感がある。この論文では Milton H. Erickson が残した言葉の解釈ではなく、その治療がもたらす効果に焦点を当てた。著者はそこに、技法の定式化を試みる「静的モデル」の対比として、「動的モデル」というやりとりのパターンを想定し、そこに様々なサイコセラピーで共通してみられる、一種のせめぎあいを浮き出させてみた。

The techniques that may have been used by Milton H. Erickson have been variously interpreted and organized into systems by his successors. However, it can not be concluded that these systems represent his approaches as a whole. This study focused not on the interpretation of the words of Milton H. Erickson but on the effects of his therapy. We assumed a "dynamic model" as an exchange pattern in comparison with a "static model" that formularize techniques, and clarified a type of conflicts commonly observed in psychotherapy.

2. 学会発表(1編うちシンポジスト1)

中島 央. 指定討論(シンポジウム:催眠と研究). 日本催眠医学心理学会第51回大会. 秋田. 2005.

要約:以下のレジュメの内容についてシンポジスト(指定討論者)として発表した。

催眠研究で留意すべき点 その :「科学性」とは何か

「科学」としての心理学と医学の出発点の違い ブラックボックスとしての心と脳機能 現象学と実学との違い

科学と定量に関する蜜月関係

確率と再現性について

統計EBMははたして科学であるのか

単一事例研究の重要性について

科学の宗教化と「魔術的思考」の見直し

催眠研究で留意すべき点 その : さまざまな角度からのアプローチ

構造主義の考え方 ブラックボックスとしての構造

テクストとナラティブ 生成の結果とプロセス

言説分析とエスノグラフィー

定量的アプローチとその落とし穴 :質問紙と尺度 定量的アプローチとその落とし穴 :生理学的手法 定量的アプローチとその落とし穴 :画像解析

催眠はそもそも定量できる現象なのか? 催眠に伴うパラメーターの変化について

催眠研究で留意すべき点 その : 臨床および治療研究について

催眠と暗示の基準点をどう定めるか?

催眠と暗示をコンポーネントとみるか前提とみるか? コントロールの設定について? 催眠自体にどのような治療効果があるか? 「診断」との対応か「症状」「行動」との対応か? 定点観測か経時観測か? 誘導手法の標準化は意味のあることか? 定量にかかわる形而上学的論議の深い影響 定量的でない手法と有用性の検証

3. 研究事業への参加・協力等(2事業に協力)

平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金 (障害保健福祉総合研究事業):「精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究」(主任研究者:白澤英勝) *研究協力として判定データの提供を行った。

平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金 (障害保健福祉総合研究事業):「措置入院制度の適正な運用と社会復帰支援に関する研究」(主任研究者:浦田重治郎) *研究協力としてデータ収集を行いインタビューに協力した。

4. 学会・県外研究会等での講師(4学会・研究会で講師)

中島 央.臨床催眠の医学的応用.日本催眠医学心理学会第51回大会研修会.秋田.2005.

中島 央.心理療法におけるストラテジーとトランス.福岡催眠療法研究会第7回催眠研修会.福岡. 2005.

中島 央.角度をかえた臨床の工夫.岡山不安障害研究会.岡山.2006.

中島 央.催眠について.日本心理臨床学会九州地区理事主催研修会.別府.2006.

6.精神保健福祉相談及び診療

当センターでは、保健所並びに関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行うが、この複雑困難な事例に限らず必要に応じて対応している。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっている。相談の形態は来所相談と電話相談に分けられるが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、時間をとって対応できるよう努めている。

1 相談等の概要

(1)来所相談体制

相談スタッフは、センター職員5人及び非常勤職員10人(精神科医師7人、心理職3人)で対応している。職員は原則的にそれぞれ定まった曜日に相談を受けている。

相談は予約制をとっているが、緊急時の相談はこの限りでない。

(2)電話相談体制

5人の電話相談専門の非常勤職員を配置し、専用の回線で受理。この他、職員も対応している。 受付時間は9時から16時まで。

2 相談等の実人員について(厚生労働省報告例)

業務	精神保	健福祉相談	及び診療		
	来所相		電話相談		
	実件数:	延 件 数	延 件 数		
事業名	(実人員)	(延人員)	(延人員)		
一 般 事 業	260	900	1,522		
特定相 思春期	102	2 2 7	3 0 3		
談事業 アルコール	1 8	3 1	8 9		
薬物	3	4	2 2		
社会復帰促進事業	3 8	7 0	2 9		
心の健康づくり推進事業	8	1 5	2 . 9 7 6		
(老人精神保健)	2	3	5 2		
合 計	4 3 1	1,250	4 , 9 9 3		

(1)新規の来所相談等受付経路

1)経路

	関係機関	電話帳	知っていた	その他	不詳	計 (人)
男	8 5	1 1	8 5	3 6	0	2 1 7
女	1 0 0	6	6 7	4 0	1	2 1 4
計	1 8 5	1 7	152	7 6	1	4 3 1

2) 関係機関内訳

	保健所	市町村	福祉事	医療施	老人関	社会復	社会福	教育関	その他	計
			務所	設	係施設	帰施設	祉施設	係機関		(人)
男	5	9	2	4 7	1	1	2	2 1	1 0	9 7
女	4	8	5	4 0	0	1	3	1 6	7	8 5
計	9	1 7	7	8 7	1	2	5	3 7	1 7	1 8 2

(2)来所相談の状況

			(再掲	引 相		談				
	実 人 員			延	人		員			
		一般	思春期	アルコー ル	薬	物	社会復帰	心の健康 づくり	老人精神保 健	計 (人)
男	2 1 8	3 3 9	1 2 3	2 1		4	8 4	1 1	2	5 8 4
女	2 1 3	4 8 7	1 0 4	1 0		0	6 0	4	1	6 6 6
計	4 3 1	9 0 1	2 2 7	3 1		4	1 4 4	1 5	3	1 2 5 0

(3)電話相談の状況

	電話相談延 人 員
男	2960
女	2033
計	4993

(注)

実人員(本年度中の相談を行った被指導等実人員を計上。前年度から引き続きの者を含む) 新規来所者の受付経路は、主たる経路を示す。(重複なし)

相談の延人員(1回の相談は主な相談内容毎に集計し、相談の延回数を延人員として計上)

1 来所相談実人員の分類

(1)年齢の状況

年齢性	0 ~ 5 歳	6 ~ 12 歳	13 ~ 19 歳	20 ~ 29 歳	30 ~ 39 歳	40 ~ 49 歳	50 ~ 59 歳	60歳~	計
男	0	1	6 7	6 2	4 8	2 0	7	1 3	2 1 8
女	0	2	5 2	5 5	5 2	2 6	1 7	9	2 1 3
計	0	3	1 1 9	1 1 7	1 0 0	4 6	2 4	2 2	4 3 1

(人)

(2)住所地の管轄保健所

	熊本	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	計
男	1 3 0	8	4	2 4	2	9	1 5	8	1	2	8	7	2 1 8
女	1 3 1	1 1	3	2 2	6	6	1 5	6	2	0	3	8	2 1 3
計	2 6 1	1 9	7	4 6	8	1 5	3 0	1 4	3	2	1 1	1 5	4 3 1

_ (人)

(3)月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	2 1	3 2	2 1	1 5	2 2	1 6	2 2	1 6	1 4	9	1 6	1 4	2 1 8
女	3 2	2 4	1 8	1 4	2 2	1 6	2 5	1 4	1 1	1 1	1 3	1 3	2 1 3
計	5 3	5 6	3 9	2 9	4 4	3 2	4 7	3 0	2 5	2 0	2 9	2 7	4 3 1

(人)

(4)医師の診断による分類(ICD-10) 来所相談実人員のうち、医師の診断分類内訳

	診 断 分 類	男	女	計
F 0	症状性を含む器質性精神障害	0	1	1
F 1	精神作用物質による精神および行動の障害	3	ε	6
F 2	精神分裂病、分裂病型障害および妄想性障害	7	6	1 3
F 3	気分(感情)障害	1 3	2 0	3 3
F 4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	1 4	8	2 2
F 5	生理的障害および身体的要因による関連した行動症候群	1	2	3
F 6	成人の人格および行動の障害	5	3	8
F 7	精神遅滞	0	0	0
F 8	心理的発達の障害	2	1	3
F 9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害 および特定不能の精神障害	0	1	1
F 1 0	その他、診断保留	0	0	0
	合	4 5	4 5	9 0

(人)

4 来所相談延人員の分類 (新来・再来)

(1)月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	4 0	7 6	6 0	4 5	5 3	4 8	6 1	4 7	3 9	3 4	3 9	4 2	584
女	4 8	6 5	5 9	4 9	5 7	5 5	7 5	6 5	5 3	4 7	5 1	4 2	666
計	8 8	1 4 1	1 1 9	9 4	1 1 0	1 0 3	1 3 6	1 1 2	9 2	8 1	9 0	8 4	1250
													<u> </u>

(人)

(2) 主な相談内容

Α	В	С	D	Е	F	G	Z	
精 神疾患・ 患・ ・ 説	依存・食行動 動間	思春期相談	家族関係 の問題	対 人 関の 係 題	心 の健康 題	福 社 ・ 復帰等	その他	計 (件)
3 8 0	5 6	1 5 0	2 4 1	8 9	1 5 4	1 5 9	3 1	1 2 5 0

(3)延べ処理状況

インテーク	助言指導	医学的指導		保健医療 情報提供	その他	計
3 6 1	1 1 8 6	3 3 4	4 8	3 8	4 8 9	2 4 5 6

5 電話相談

(1)月別の延べ相談件数 (注)1回の電話を1件の相談とする

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規	97	106	126	100	89	117	123	128	78	95	94	115	1268
継続	310	290	340	347	350	312	305	303	277	285	301	305	3725
計	407	396	466	447	439	429	428	431	355	380	395	420	4993

(2)新規相談:月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	44	51	61	50	40	56	57	59	40	47	43	65	613
女	53	55	65	50	49	61	66	69	38	48	51	50	655
計	97	106	126	100	89	117	123	128	78	95	94	115	1268

(3)新規相談:ケース年齢別

	0 ~	6 ~	1 3 ~	20~	3 0 ~	4 0 ~	50~	60歳	不明	計
	5 歳	12歳	19歳	29歳	3 9 歳	49歳	5 9 歳	~		
男	1	18	120	129	106	84	46	54	55	613
女	0	8	85	116	156	102	70	55	63	655
計	1	26	205	245	262	186	116	109	118	1268

(4)新規相談:経路別

		関 係			幾 関 分			類						
	保健所	市町村	福祉	医 療	老人関	社会福	教育関	その	小計	電話帳	知って	その他	不詳	合 計
			事務所	機関	係施設	祉施設	係機関	他			いた			
男	7	13	3	55	2	2	18	72	174	39	77	162	161	613
女	7	18	1	50	2	3	30	68	179	47	89	187	153	655
計	14	31	4	105	4	5	48	140	353	86	166	349	314	1268

(5)新規相談:主たる相談内容別の件数

Α	В	С	D	E	F	G	Z	
精神疾患・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	依存・食行動	思春期相談	家族関係 の問題	対 人 関の 係 題	心の健の康問題	福 社 ・ 復帰等	その他	計 (件)
4 7 6	1 2 5	1 2 8	1 3 0	6 9	1 8 6	1 3 9	1 5	1 2 6 8

(6)新規相談:相談者別

相			本 人 以 外									
談	本 人	父	母	配偶者	子	兄弟姉妹	親戚	その他	計			
者						・嫁						
男	206	3 7	194	4 9	2 9	3 1	1 9	4 8	6 1 3			
女	3 9 2	2 1	1 0 1	1 7	2 5	2 8	2 2	4 9	6 5 5			
計	5 9 8	5 8	2 9 5	6 6	5 4	5 9	4 1	9 7	1 2 6 8			

(7)新規相談:相談区分別

	一般事業	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康	老人精神	計
男	3 0 6	1 3 5	4 1	1 6	1 2	8 2	2 1	6 1 3
女	3 8 0	8 9	1 6	5	6	1 3 6	2 3	6 5 5
計	686	2 2 4	5 7	2 1	1 8	2 1 8	4 4	1 2 6 8

7.組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

活動実績(厚生労働省報告例)

	業務	Z 5		組織育	成
				(支援)
事	業名	7		延件数	女
— f	般 事	1	業	1	1
特定相	思	春	期		0
談事業	アル	/コー	ル	5	9
薬		物			1
社会作	复帰促	進事	業		9
心の健康	づくり:	推進	事業		1
(老人	精神	保	健)		0
合		計		8	1

							組		織		育	成			
	患	者	会	家	族	슰	断酒会等	職	親	숝	ボランティア会	精神保健	そ	の他	計
支援件数			1			5	5 3			0	0	7		1 5	8 1

1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年9月に5つの病院家族会から出発した。平成2年7月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉会連合会」となり、平成5年4月1日には熊本県内の家族会活動の拠点となる「家族会館」がオープンした。現在、地域家族会が12カ所、病院・施設家族会が24カ所である。精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力している。

- •					
No.	関係組織	期日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	精神障害者	6. 1	第35回熊本県精神障害者家族大会	来賓	3 0 0
	福祉連合会			開催支援	
2	"	6月~8月	第12回ふれあいピック実行委員会等	実行委員等	延100
3	"	9.23	第12回ふれあいピック	開催支援	1500

2 当事者グループ

(1)精神障害者グループ

近年、社会復帰施設や保健所のサロン等を核に自主的に活動を行っているが、当センターから 直接的な支援は行っていない。

(2)断酒会等

○熊本県断酒友の会・支部月例会・家族例会・院内ミーティング (精神科医療機関)に酒害相談員を派遣し、断酒会などの育成援助を行っている。

- ○「アメシスト(女性酒害者の会)」を毎週水曜日に開催し、支援を行っている。
- AA は県下に5グループありミーティングを重ねている。当センターでは、オープンミーティングの時に講演や催物の案内を関係機関に知らせる等、組織の育成強化の援助を行っている。

No.	関係組織	期日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	アメシスト	4月~3月			(人)
	(女性酒害者	毎週水曜日	ミーティング(46回開催)	ミーティング	
	の会)	に開催			1 6 1
2	県断酒友の会	6.5	全断連第20回九州ブロック(熊本)	パネラー	
			大会		
					760
3	ΑA	9 . 1 1	オープンミーティング	スピーチ	
					1 0 0
4	九州ダルク	4月~3月	ダルクミーティング	ミーティング会	
		毎月第4金		場の提供	
		曜日に開催			
5	アディクショ	6月~12	熊本アディクションフォーラム	事務局	
	ンフォーラム	月まで1回	実行委員会		延114
	実行委員会	/月 7回			
		11.27	第5回熊本アディクションフォーラ	助言、協力	3 2 6
			厶	開催支援	

(3) D V 被害者グループミーティング

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを平成16年4月から毎月2回(第1,3木曜日)開催している。

平成17年度の参加者総数は、102名であった。

3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を通じ、その人材確保に努めている。講座終了後、自主的なボランティアグループが結成され、保健所デイケア、共同作業所等でボランティア活動が展開されている。

4 精神保健福祉協会

No.	期日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	5 . 1 1	理事会	理事	1 1
2	5 . 1 3	総会	議長	3 9
3	8 . 1 2	財務委員会	財務委員	1 2
	1.14			8
4	2.21	理事会	理事	1 7
5	3 . 2 8	総会	議長	3 7

5 その他

No.	関係組織	期日		関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	熊本こころの	4 . 1	7	第20期生認定授与式	理事	4 3
	電話				会場提供	
2	県精神病院科	5.2	7	総会等	委員	6 0
	協会					
		6.2	5	社会復帰委員会	委員	8
		1 2 . 1	7	II	<i>''</i>	8
3	日本精神保健	6 . 1	4	総会、研修会	来賓	200
	福祉士協会					
	熊本県支部					
4	熊本精神科リ	5.2	8	平成15年度第1回理事会	事務局運営	1 0
	ハビリテーシ	9.2	7	第20回研究会	"	8 1
	ョン研究会	12,1	6	平成 1 5 年度第 2 回理事会	"	8
		2.2	8	第21回研究会	"	9 2
5	熊本アルコー	6.2	6	平成15年度第1回理事会	事務局運営	1 7
	ル関連問題学	1 2 . 1	3	第20回学会		167
	会					
6	精神保健福祉	10.	7	鹿本地区精神保健福祉ボランティア	講演	2 0
	ボランティア			10周年記念大会		
	会					
7	県精神障害者	12.	9	結成大会	講演	1 0 0
	団体連合会					
8	犯罪被害者連	1 2 . 1	2	総会	来賓	3 0
	絡協議会					
9	社会復帰施設	1 . 1	6	理事会	来賓	1 0
	連絡協議会					
1 0	学校保健会	2.2	7	こころの健康アドバイザー	講話、助言	3 0
1 1	県連家族会	6.	5	総会	来賓	500
		7.	3	研修会	講演	3 0
		12.	5	II	"	5 0
1 2	県臨床心理士	6 . 1	4	研修委員会	会議出席	6
	会					
1 3	熊本プリズム	12.	6	クリスマスイベント	来賓	1 0 0
	会					

8.精神障害者の社会復帰に関する事業

1.デイケア事業

昭和47年のセンター開設当初から、調査研究事業の一環として開始した。

デイケアでは、個別的な相談援助・指導を行なうとともに話し合いやスポーツ、レクレーション、SST(社会生活技能訓練)等のいろいろな集団活動を通して、対人関係の改善や自発性、協調性、持続性等の促進を図り、また基本的な生活習慣の確立、社会性の広がりなどをもたらすことで、社会生活適応への援助を行なっている。

(1)デイケア運営要領

)目的

精神障害者の個別的な問題を整理し、社会生活の適応性(協調性、持続性、生産性、自立性など)を高めるために、個人指導、援助、集団指導、社会活動を計画的に行い、社会復帰を促すものである。

)対象者

主として統合失調症(器質性精神障害、中毒性精神障害を合併したもの、知的障害を除く)で、 比較的病状が安定しており、原則として通院治療を受けている者。

)実施方法

計画的にプログラムを編成して実施する。(月・火・木・金)

通所者が自主的に活動して利用する。 (水)

)利用期間

利用者の個別的な問題に対処するために、原則として一つの目標達成の期間を 3 ヵ月とするが必要に応じて継続することができる。

(2)平成17年度実施状況

平成17年度の実施状況は以下のとおりである。

デイケア開催日数は 179 日で延べ通所者数は 3,511 人、一日平均の通所者数は、 19.6 人であった。

(3)利用者の状況

表1 デイケア利用者

区分	実人員	延人員
男	4 4	1,991
女	3 0	1,520
合計	7 4	3,511

表 2 利用者の分類

区分	新規利用者	継続利用者
男	2 7	2 8
女	2 5	2 0
合計	5 2	4 8

ل ا∟

*新規利用者;当センターのデイケアを初めて利用する者(見学者の人員数含む)

*継続利用者;前年度に引続き利用している者

^{*}デイケア利用者には、見学者の人員数を除く

表3 利用者の年代別(実人員)

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	6 0 歳以上	合 計
男	1	1 4	1 1	1 4	4	0	4 4
女	1	1 0	1 0	5	3	1	3 0
合 計	2	2 4	2 1	1 9	7	1	7 4

(人)

平均年齢 31.1歳(男31.4歳 女30.7歳)

表5 利用形態と利用期間(実人員)

	1年未満	1 ~ 3 年未満	3 ~ 5 年未満	5 ~ 1 0 年未満	10年以上	合 計
男性	1 6	1 4	6	4	4	4 4
女性	1 0	9	4	4	3	3 0
合計	2 6	2 3	1 0	8	7	7 4

(人)

見学来所者 (インテークのみ)

男	1 1
女	1 5
合計	2 6

表6 利用者の転帰

		人数	備考
引き続きデイケアを利用		4 9	平成 18 年度へ継続
	就 労(含アルバイト)	2	
退	復 学	1	
	他の社会資源利用	3	
所	中断	7	
	その他	2	

(人)

表7 プログラムの参加状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
プログラム開催日数(日)	13	15	17	16	13	15	16	16	15	14	16	13	179
プログラム 数(回)	26	29	34	32	25	29	32	32	29	28	32	25	351
通所者 実人数 (人)	42	42	42	37	40	41	42	42	43	42	42	40	74
* 新規 利用者 (人)	3	5	9	4	3	4	9	4	0	6	5	5	52
通 所 者 延 人 数 (人)	246	306	319	265	235	308	345	340	294	257	317	296	3,511
通所者数平均(人/日)	18.9	20.4	18.8	16.6	18.1	20.5	21.6	21.3	19.6	18.4	19.8	21.2	19.6

^{*}自主利用日を除く

(4)新規利用者

表1 新規利用者の年代別(再掲)

	10 歳 代	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 以上	合計
男	3	8	8	4	4	0	2 7
女	3	9	9	4	0	0	2 5
合計	6	1 7	1 7	8	4	0	5 2

(人)

表 2 新規利用者の来所経路

主治	医(D紹介	4 7	
そ	の	他	5	知人の紹介、健康福祉センター

(人)

(5)週間プログラムの基本型

		F	₹	ッ	K	7	K	13	金
9:30 50		朝のつ	つどい	朝のこ	つどい	朝のこ	つどい	朝の	つどい
		ラジ	 才体操	ラジス	 t 体操	ラジァ	 す体操	ラジ	オ体操
10:00	コミュニケ ーション教室 (SST / 隔週) 面 接(随時)		創作活動 粘土こねこね、絵画 ペーパーフラワー ぬり絵、文集など ノ料理		レクレーション 巨大双六、連想ゲーム、室内 スポーツ など		生活教	/料理	
12:00			(. - 7)						茶話会/月の反省
13:00		昼	食	昼	食	昼	食	昼	食
15:00				/	参加活動 が 菓子 作り ^{織関学})	趣味・読書、書	教養 道、音楽鑑賞、 茶道など		菓子作り ン、ミニハレー、
16:00 30		ミーテ <i>-</i> 掃除	ィング・	ミーティ掃除	ィング・	ミーティ掃除	ィング・	ミーテ 掃除	ィング・
		(退	所)	(退	所)	(退	所)	(退	所)
スタッ	フ	生活指導保健師 1		生活指導保健師	算員2人 1人	生活指導保健師	算員1人 1人	生活指保健師	導員 2 人 1 人

生活技能訓練(SST)

社会生活において他者とのコミュニケーションのとり方が不得手な統合失調症を中心とした精神障害者に対し、実生活上の具体的な対人接触のトレーニングを行なうことで、生活技能を高めることを通じて再発の防止を図り、生活の質を高めることを目的としたもの。

<特別プログラム>

平成 17 年 5 月 13 日	歓迎遠足(熊本市動植物園)	16 人参加
9月29日	一日旅行(山鹿市鹿本町)	11 人参加
11月28日	文化祭	22 人参加
平成 18 年 1月 6日	初詣(藤崎宮)	22 人参加
3月20日	お花見	20 人参加

(6)関係機関職員、学生等への研修・実習の場面提供(再掲) 平成17年度中のデイケア研修・実習者は以下のとおりである。

研修者・実習者	実人数	実日数	備考
東北福祉大学	1	2	
保健科学大学	1	1 2	
九州環境福祉医療専門学校学生	5	5 2	5 グループ
熊本大学大学院院生(心理)	3	8	3 グループ
熊本大学医学部保健学科学生	9	2	2 グループ
合 計	19人	7 6 日	

2 精神障害者福祉推進ネットワーク事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の施行により、県下の精神障害者社会復帰施設等も徐々に整備されつつある。これらの関係施設の利用者の自立及び社会参加をいっそう援助するため、平成10年度より関係施設職員に対し、精神保健福祉に関する知識と技術の向上を目的に、研修会を開催している。

(1)精神障害者社会復帰施設等職員研修会(「教育研修」の項に研修内容を掲示)

9. アルコール関連問題対策事業

『精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領』の「 . アルコール関連問題に関する相談指導等」に基づき、地域精神保健福祉業務の一環としてアルコール関連問題に関する知識の普及や相談指導等、総合的な対策を実施している。

1 事業の内容

- (1)アルコール関連問題相談
- (2)アルコール(薬物)関連問題対策懇話会
- (3)アルコール依存症者院内合同ミーティング
- (4)アルコール依存症者スタッフミーティング
- (5)アルコール家族ミーティング
- (6)酒害相談員活動

2 事業実績

(1)アルコール関連問題相談指導

アルコール依存者・家族及び関係者からの相談を受けており、相談件数は、下記のとおりである。

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面	新	来	6	2	1	1	3	2	0	0	1	0	1	1	1 8
	再	来	0	2	1	1	0	0	1	2	1	2	2	1	1 3
接	小	丰	6	4	2	2	3	2	1	2	2	2	3	2	3 1
電	新	規	1 3	3	8	3	3	4	3	6	3	4	2	5	5 7
	継	続	5	3	1	1	1	1	1	8	1	0	1 0	0	3 2
話	小	計	1 8	6	9	4	4	5	4	1 4	4	4	1 2	5	8 9
a	ì	計	2 4	1 0	1 1	6	7	7	5	1 6	6	6	1 5	7	1 2 0

(2)アルコール(薬物)関連問題対策懇話会

アルコール関連問題に携わっている医療機関、法務司法、福祉、その他の関係機関の相互理解 と連携を深め、事業を総合的に推進することを目的として開催している。本年度は下記のとおり である。

期日	内容	参加者
		数
	1)話題提供各	
	2)機関のアルコール関連問題に関する現状	
	「最近の薬物乱用状況について~特にMDMAの状況について	
11.1	5 熊本県警察本部刑事部組織犯罪対策課	3 5
	3)第18回九州アルコール関連問題学会(熊本大会)について 4)意見交換	

(3)アルコール依存症者院内合同ミーティング (「普及答発」の項に詳細を掲示)

関係職員の研修、アルコール依存症者の学習の場として、各病院、保健所等に参加を呼びかけている。本年度は11機関の参加であった。

	6月	8月	2月	計
患者	5 6	7 7	5 7	1 9 0
職員	2 4	2 7	1 8	6 9
その他	3	2	2	7
計(人)	8 3	106	7 7	266

(4)アルコール依存症者スタッフミーティング(「教育研修」の項に詳細を掲示)

アルコール依存症の治療・指導にあたっている精神科医療機関関係職員の専門的な研修及び情報交換の場として偶数月に1回開催している。

区分	6月	8月	2月	計
職員等	1 7	2 2	1 2	5 1

(人)

(5)アルコール家族ミーティング(「**普及啓発**」の項に詳細を掲示)

アルコール依存症に関する正しい知識をまず家族が持つこと、家族同士が苦労や悩みを語ることにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年1月からアルコール家族教室を開催した。平成6年度からは名称をアルコール家族ミーティングと変更し自由な参加形式をとった。毎月第3金曜日の午後開催している。

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家族	4	5	5	0	1	3	2	1	4	2	8	0	3 5
断酒会AA	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	4
関係者	0	2	0	1	2	1	0	1	0	0	0	0	8
計(人)	5	7	5	2	4	5	2	2	4	2	9	0	4 7

(6)酒害相談員活動

昭和50年から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいる。本年度は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い実施した。また、地区断酒会の強化を図るため、重点地区(球磨・人吉支部、大矢野町支部、矢部支部、八代支部)を決め、酒害相談員が地区断酒会に参加・助言を行った。本年度の酒害相談員の活動状況は次のとおりであった。

1) 断酒会等自助グループの育成指導

	支部名	期日(人数)
1	天草・本渡支部月例会	1/21(20人) 2/18(15人)
2	御船支部月例会	1/14(10人)
3	大矢野支部月例会	2/4(16人)
4	矢部支部月例会	2/11(8人)

2) 各病院院内ミーティング等の育成の援助

No .	医療機関名	参加回数	事業名等	参加数
	++ >11 -4- 191 -4- 194			
1	菊池有働病院	1 回	アルコール症院内ミーティング	2 8
2	益城病院	1回	<i>II</i>	5 0
3	高田病院	1回	<i>"</i>	9
4	八代更生病院	1回	<i>II</i>	4 0
5	吉田病院	1 回		2 3
6	酒井病院	1回	II	9
7	くまもと心療病院	1回	II	9
8	東家病院	1回	II	1 1
9	寺岡葵病院	1回	"	3
	合 計	9 回		1 8 2
			()	人)

- 37 -

10.思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っている。

1 事業の内容

思春期における様々な精神保健問題に総合的に取り組み、予防から事後指導にいたる一貫した対 策事業を実施した。

平成17年度の事業は次のとおりである。

- (1) 思春期精神保健講座の開催
- (2) 思春期精神保健相談窓口の開設
- (3) 思春期問題関係機関連絡会議の開催
- (4) ひきこもり家族教室の開催及びひきこもりデイケアの実施

2 事業の実績

(1) 思春期精神保健講座 (「教育研修」の項に研修内容を掲示)

毎年、学校では夏休み期間に県内の小、中、高等学校の教職員を対象に、思春期に起こってくる様々な問題に対処できるよう講座を開催している。平成17年度は8月9日から8月11日までの3日間開催し、参加者は62人(延べ185人)であった。

思春期精神保健講座参加者内訳

職	学 種	校別		高等学校	中学校	小学校	養護学校	その他	計
養	護	教	諭	9	7	1 0	0	1	2 7
教 学校 生徒	育 カウ 指導	相 ンセ: 担当	談 ラー 教諭	З	2	0	0	0	5
担			任	6	6	1 1	0	4	2 7
そ	σ.)	他	0	1	1	0	1	3
	言	†	·	1 8	1 6	2 2	0	6	6 2

(人)

(2)思春期精神保健相談(再掲)

平成15年度も思春期精神保健窓口を開設日し、精神科医師、臨床心理士等が不登校、摂食障害、家庭内暴力、神経症等の相談にあたっている。

相談件数は表のとおりである。

思春期精神保健来所相談件数

新男	月別女	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	男	9	9	7	6	5	5	5	0	2	0	3	5	5 6
新来	女	3	9	5	6	8	2	6	1	1	0	1	4	4 6
	計	1 2	1 8	1 2	1 2	1 3	7	1 1	1	3	0	4	9	1 0 2
	男	4	9	8	9	4	4	5	5	8	5	1	5	6 7
再来	女	1	1	3	7	3	3	1 1	1 0	6	6	5	2	5 8
	計	5	1 0	1 1	1 6	7	7	1 6	1 5	1 4	1 1	6	7	1 2 5
計		1 7	2 8	2 3	2 8	2 0	1 4	2 7	1 6	1 7	1 1	1 0	1 6	2 2 7

(件)

思春期電話相談件数

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	1 9	1 8	2 5	1 9	1 2	1 1	1 5	1 3	1 7	2 6	1 5	1 9	209
女	2 1	1 8	2 3	2 0	8	1 3	1 0	1 5	1 2	1 1	9	1 1	171
計	2 7	3 6	3 6	2 6	1 6	2 6	4 3	2 7	1 7	2 0	1 3	1 6	3 0 3

(件)

(3)思春期問題関係機関連絡会議

思春期精神保健に関する知識の普及や精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防を早期発見等を図るため、各関係機関が相互理解と連携を深め、思春期精神保健対策を円滑に推進する会議を年1回開催しており、平成17年度の会議内容と参加者は下記のとおりである。

期日	内 容	講師	参加者数
1 . 1 2	話題提供「デートDVについて」	メンズサポート ふくおか 代表 原 健一	24機関24人

(4)「ひきこもり家族セミナー」の開催

平成12年11月にスタートした「ひきこもり家族セミナー」は、平成16年度から毎月第3水曜日に日時を変更し、さらに偶数月は「専門家等の講話1時間+家族ミーティング1時間」奇数月は「家族のミーティング2時間」という形に変えて開催している。家族がひきこもりについての理解を深めたり、同じ立場の家族と痛みを共有することで、孤立感を癒す等、家族を支援することを目的としている。

また、平成15年度からの取り組みとして、ひきこもり当事者に講師を依頼することを継続している。これは、「その問題の一番の専門家は当事者である」という考え方に立ったもので、平成17年までに8名の当事者が講師役を担ってくれた。また、その流れの中で、家族セミナーへ

の当事者の参加がみられるようになり、毎回数名の当事者がコンスタントに家族セミナーに参加 するようになっている。

家族は自分の子供の気持ち等を当事者の声を通し共感し理解を深め、当事者もまたセミナーで 見る親の姿から自分の親への理解を深めるという具合に、ひきこもり家族セミナーが親と子の相 互理解を深める場になってきている。

(今年度の話題提供)

□	日 程	題目	講師
1	4月20日	ひきこもりを取り巻く昨今の	精神保健福祉センター
		状況	所長 中島 央
2	6月15日	ジョブカフェくまもとからの	ジョブカフェくまもと
		情報提供	若者仕事カウンセラー 竹村 哲
3	8月17日	当事者として	当事者 4名
4	10月19日	ひきこもり訪問事例	熊本市障害保健課医療主幹 井形るり子
5	12月21日	社会資源の活用について	精神保健福祉センター
			参事 江口 みどり
6	2月15日	家族のためのSST(コミュニ	精神保健福祉センター
		ケーションプログラム)	参事 和田 登志子

月別参加者数

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者	1 0	1 7	2 9	1 5	3 3	1 5	1 9	1 1	1 6	1 6	2 5	1 8	2 2 8

(人)

(5)「ひきこもりデイケア」の開催

ひきこもり本人の居場所を自宅外に設け、落ち着いた雰囲気での話し合いや仲間作りを促すなど、本人の社会参加の一助となることを目的に、ひきこもり本人を対象としたデイケアを平成13年6月から開始したが、平成16年度からは毎月第1・第2・第4水曜日の午後2時から4時までの2時間(原則)と回数を増やして活動している。今年度は、野外活動として秋に白水村へ1日旅行を行った。

プログラム内容:

インターネット、卓球、カードゲーム、ボーリング、話し合い 等

(月別参加者数)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者数	2 4	2 1	2 6	2 3	2 0	2 4	3 1	1 4	1 8	1 6	3 1	3 2	280

(人)

11.DV対策支援事業

全国的にDV(配偶者等からの暴力)が大きな社会問題になり、本県の女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)に寄せられるDVに関する相談件数も年々増加しているという状況のなかで、本県に於いても平成17年12月に「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、人権意識高揚のための教育・啓発や、被害者の相談から自立支援までの取り組みなどを総合的かつ効果的に進めているところである。

前述の基本計画に基づき、精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために(1)DV被害者のカウンセリング及び(2)DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで(3)DV加害者カウンセリングを行っている

1 事業の内容

(1) D V 被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施している。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取りもどし再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することである。

(2) D V 被害者グループミーティング

平成16年4月から毎月2回(第1・3木曜日14時~16時)臨床心理士が担当し開催している。目的は、個別カウンセリングと同じであるが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワーメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となる。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいる。

(3) D V 加害者カウンセリング

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められている。そこで、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、精神科医師と臨床心理士が担当し加害者カウンセリングを行っている。

2 事業の実績

(1)DV関係精神保健相談

D V 関係来所相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	6	4	1	1	1	1	0	2	1	0	1	2	2 0
継続	8	5	1 2	6	6	1 1	6	6	4	3	2	4	6 6
計	1 4	9	1 3	7	7	1 2	6	8	5	3	3	6	8 6

(件)

うち加害者の相談 28件(実数6件)

D V 関係電話相談

	10.00												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	3	4	3	1	0	1	3	1	1	1	4	3	2 5
継続	0	5	2	4	4	4	0	1	0	0	0	0	2 0
計	3	9	5	5	4	5	3	2	1	1	4	3	4 5

(件)

(2)DVグループミーティング

グループミーティングを始めた平成16年度の参加者総数は48名(1回平均参者数2.2名)、平成17年度は102名(1回平均参加者数4.6名)と倍増し、平成18年度も同じような傾向の伸びを示している

(月別参加者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	7	5	1 5	1 0	9	1 0	1 0	5	5	9	1 0	7	1 0 2

(人)

12.心の健康づくり推進事業

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・活動である。社会の変化は著しく、ストレスが増大している。しかし、ストレスを緩和するためには重要な役割を果たす家庭や職場等が十分に機能していない面がある。様々な形で「心の不健康」「心の病気」が現代社会の家庭・職場等で広がってきている。センターでは国の指導に基づき、事業の推進に取り組んでいる。

1 事業の内容

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・増進を目的としている。 センターでは、国の指導に基づき、昭和60年から心の健康づくり推進事業に取り組み、事業を展 開してきた。

- (1)心の健康づくり連絡会議
- (2)心の健康づくり講座
- (3)精神保健福祉ボランティア養成講座

2 事業の実績

(1)心の健康づくり連絡会議

昭和61年度から、心の健康づくり推進事業の円滑な推進を図るため、関係機関との連絡会議 を実施している。

平成17年度は、各関係機関における心の健康づくり推進活動の状況についての情報交換と、「うつと自殺」と題して講演等を行った。

期日	会 議 名	内容	参加者数
		1)講演	
	平成17年度	「うつと自殺」	
12.6	心の健康づくり連絡	講師 県立こころの医療センター	
(火)	会議	医長	13機関
		大塚 直尚	
			12人
		2)各関係機関の取り組みと今後の課題	
		3)意見交換	

(2)「心の健康づくり講座」研修会(「教育研修」の項に研修内容を掲示)

心の健康づくり推進事業の一環としてボランティア活動を行っている電話カウンセラーと、精神保健福祉ボランティアを対象に、知識の普及、啓発を目的として、定期的な研修会を実施している。平成17年度は5回、述べ182人の参加があった。

(3)精神保健福祉ボランティア養成講座(「**教育研修**」の項に研修内容を掲示)

昭和63年の精神保健法の改正に伴い、国、地方公共団体の責任で精神障害者の社会復帰を促進することが求められるようになった。精神障害者の社会復帰を促進するには、医師、保健師、精神保健福祉士等の専門職のみでなく、ボランティアの活用が必要になったきたため、平成3年度からこの講座を開催し育成に努めている。

平成17年度は有明、御船の2地区で保健所の協力のもと実施し、12回、延べ312人の参加があった。

13.薬物関連問題対策事業

(1)薬物関連問題相談指導

X	<u> </u>	分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面	新	来	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	3
	再	来	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
接	小	計	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	4
電	新	規	0	2	2	3	1	2	1	1	2	3	1	3	2 1
	継	続	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
話	小	計	0	2	3	3	1	2	1	1	2	3	1	3	2 2
合	計	+	0	2	3	4	1	3	1	1	3	4	1	3	2 6

(2)薬物関連問題対策懇話会

No.	期	日	内容	参加者
				数
1	12.	9	1)各機関のアルコール関連問題に関する現状 2)話題提供 病的アディクションの診断と治療 菊陽病院 院長 赤木 健利 3)各機関より報告・情報交換	3 1

(3)薬物家族教室

月別参加者数

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家 族	5	5	4	2	1	3	0	4	0	4	3	3	3 4
関係者	2	2	2	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1 0
計(人)	8	7	6	3	1	3	0	5	0	4	3	4	4 4

14.精神医療審査会

平成14年度から、法律の改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っている。

審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応している。

(1)報告書等の審査状況

審査項目	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1	2	3	合
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2 4
措置入院者の													
定期病状報告書	16	10	8	18	11	10	15	2	14	11	7	11	133
医療保護入院者の													
定期病状報告書	242	203	194	194	162	179	211	188	207	236	129	237	2,382
医療保護入院の													
入院届	197	241	239	210	227	165	219	200	246	248	174	247	2,613
合 計													
	455	454	441	422	400	354	445	390	467	495	310	495	5,128

(2)退院請求等の審査状況

審査項目		4	5	6	7	8	9	10	1 1	1 2	1	2	3	合
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
退院請求のみ	意見聴取者	4	4	4	1	4	2	3		1	4	2	2	31
	取り下げ者	2		1		1			1	1	1			7
退院·処遇改	意見聴取者							1	1					2
善請求	取り下げ者					1							1	2
処遇改善請求	意見聴取者					1						1	1	3
のみ	取り下げ者								1				1	2
合 計	意見聴取者	4	4	4	1	5	2	4	1	1	4	3	3	36
	取り下げ者	2		1		2	·		1	1	1		2	10

15. 通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成14年度から、法律の改正により、判定業務のみを精神保健福祉センターで行っている。

判定件数

判定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0	1 1	1 2	1月	2月	3月	合
							月	月	月				計
通院医療費公													
費負担申請(32	692	611	685	800	524	526	644	495	492	447	451	598	6,965
条)													
精神障害者保													
健福祉手帳申	230	172	209	221	154	237	201	191	194	171	226	257	2,463
請 (45条)													
合 計													
	922	783	894	1,021	687	763	845	686	686	618	677	855	9,428

^{*}自立支援医療判定数

3月実施:15,108件

学会・研究会活動報告

1 熊本精神科リハビリテーション研究会

熊本精神科リハビリテーション研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を深めるため、県内で精神障害者のリハビリテーションの実践に携わっている関係機関の職員を会員として平成4年に発足し、これまで23回の研修会を開催してきた。

当センターは、この研究会の事務局を発足当初から担当し、研究会の企画・運営に協力している。

期 日:平成17年11月26日(土)13時30分~17時

場 所:精神保健福祉センター

演題発表

発表 A グループ 13:50 ~ 14:30

座 長 熊本県八代保健所 村枝すみえ

演題1「ひきこもりデイケアの取り組み」

発表者 熊本県精神保健福祉センター

肝付菜穂子(生活指導員)

演題2「デイケアメンバーつて 話し好き?」

発表者 菊陽病院精神科デイケア

濱津有理子(社会福祉士)

発表 B グループ 14:35 ~ 15:15

座 長 向陽台病院 麻生 美子

演題3「禁煙教育の取り組み」

発表者 八代更生病院 前田 厚子(看護師)

演題4「院内デパートの取り組み」

~経過と今後の課題~

発表者 城山病院 高崎 裕子(作業療法士)

発表 C グループ 15:20 ~ 16:00

座 長 熊本きぼう生活支援センター

小嶋 清志

演題5「チーム医療への取り組み

~患者・家族レクリエーション(もやいの会)を通して~」

発表者 桜が丘病院 田尻 威雅(作業療法士)

演題 6「 地域生活支援センターふれあいにおける就労支援の取り組み」

発表者 地域生活支援センター ふれあい 竹下 友博(精神保健福祉士)

ミニ講話

「当事者のニーズについて」

講師 熊本県精神障害者団体連合会会長 徳山大英氏

2 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和58年に発足し、年1回の学会を開催している。当センターは本会の事務局を担当し、企画・運営に協力している。

平成17年度は、第18回九州アルコール関連問題学会熊本大会として、平成18年3月3日 ・4日にくまもと県民交流会館パレアにおいて開催した。

1.分科会 3月3日 14:00~17:00

第1分科会 基礎講座

座長 松永 哲夫 (益城病院 医師)

講座 アルコール依存症入門

講座 アルコール看護って何?~5年間の関わりを通して~

講座
アルコール症者の子ども達はACをどう受け止めているか?

第2分科会 女性とアルコール依存症

座長 赤星 香世子 (熊本学園大学 教授)

シンポジスト 橋本 美枝子 (大分大学 教授)

森 玉代 (つくし会)

林田 邦子 (アメシスト)

山口 左百合 (菊陽病院 看護師)

第3分科会 高齢者 定年後等のアルコール問題

座長 濱元 純一 (こころの医療センター 医師)

シンポジスト 古賀 靖人 (明生病院 医師)

谷 昭子 (熊本市北保健福祉センター 保健師)

無田 知穂 (益城病院 ソーシャルワーカー)

橋口 史 (こころの医療センター 看護師)

第4分科会 プレ・アルコホリック

座長 赤木 健利 (菊陽病院 医師)

シンポジスト 村上 優 (肥前精神医療センター 医師)

杠 岳文 (肥前精神医療センター 医師)

伊藤 裕之 (くわみず病院 医師)

南 悦子 (熊本家庭裁判所 医師)

池田 光隆 (熊本市消防局 救急救命士)

第5分科会 一般演題

座長 和田 冬樹 (菊陽病院 医師) 女性のアルコール依存症に関わって ギャンブル依存症からの回復 アルコール依存の自助グループにおける看護師の果たす役割 ARPに認知行動療法を導入して

座長 若松 成子 (御船保健所 保健師)

アルコール依存症者の家族にアンケート調査を行い、自立の概念を もとに家族の回復と今後の課題を検証する

球磨焼酎の里で、節度ある飲酒慣習を目指してアルコール依存症の社員とその家族都の関わり

座長 岩永 靖 (熊本社会福祉専門学校 精神保健福祉士) アルコールデイケアでの高齢者との関わり メンバーの死をグループの中で取り扱うと言うこと アルコール依存症者にプレ・デイケアを導入して

2.記念講演 3月4日 9:00~10:50

「クロスアディクション」は、なぜ起きるか? アスク・ヒューマン・ケア研修相談センター 所長 水澤 柘加佐

精神保健福祉センター運営要領

平成14年3月29日障発第0329008号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長通知

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに法第32条第3項及び第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び精神障害通院医療費公費・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないとき は、職務の共通するものについて他の相談機関等を兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診察に十分な経験を有するものであること。) 精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士、その他センターの業務を行うために必要な職員。

また、その職員のうちに精神保健福祉相談員の職を置くよう務めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、教育研修、普及啓発、調査研究資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに精神障害者通院公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1)企画立案

地域精神保健福祉を推進するためには、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機

関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2)技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3)人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4)広報普及

都道府県規模で一般住民に対する精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及 啓発に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5)調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6)精神保健福祉相談

センターは、及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7)協力育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8)精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他の当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9)精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第32条第3項の規定による精神障害者通院医療費公費負担及び同法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行うものとする。

4 そ の 他

(1)センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等の リハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をも つに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療(精神通院医療)費公費負担及び精 神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及 び公平性の確保に配慮する必要がある。

- (2)心神喪失等の状態で重大な加害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の 実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターに おいても保護監察所等関係機関相互により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、 必要な業務を行う。